

- 後期高齢者医療制度のお知らせ…………… 2
- 民間賃貸住宅建設費助成事業のお知らせ…… 3
- 巡回脳検診を実施します…………… 4
- 夕張市医療保健対策協議会からの答申について… 5
- 東京消防庁研修レポート…………… 6



## 期待と不安

4月7日、ゆうばり小学校で第4回入学式が行われました。

家族に付き添われて笑顔で登校してきた新一年生も、教室に入ると緊張した表情に変わり、式典では期待と不安が入り混じった表情を見せていました。

新しい環境での生活が始まり、しばらくは心も体も疲れることもあると思いますが、これからは先生をはじめ、学校のお兄さんお姉さん、地域、そして家族がいつもみんなを見守っています。

明るく元気に学校に通う、みんなのとびっきりの笑顔を見るのが楽しみです。

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 保険料率の見直しについて～

### ■保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

|  |  |                   |         |   |   |                   |                           |
|--|--|-------------------|---------|---|---|-------------------|---------------------------|
| <p><b>● 均等割</b><br/>(被保険者が等しく負担)</p>     | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">平成24・25年度<br/>(年間)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">47,709円</td></tr> </table> | 平成24・25年度<br>(年間) | 47,709円 | ➔ | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">平成26・27年度<br/>(年間)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><b>51,472円</b> (3,763円増)</td></tr> </table> | 平成26・27年度<br>(年間) | <b>51,472円</b> (3,763円増)  |
| 平成24・25年度<br>(年間)                        |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| 47,709円                                  |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| 平成26・27年度<br>(年間)                        |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| <b>51,472円</b> (3,763円増)                 |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| <p><b>● 所得割</b><br/>(被保険者の所得に応じて負担)</p>  | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">平成24・25年度</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10.61%</td></tr> </table>           | 平成24・25年度         | 10.61%  | ➔ | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">平成26・27年度</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><b>10.52%</b> (0.09ポイント減)</td></tr> </table>         | 平成26・27年度         | <b>10.52%</b> (0.09ポイント減) |
| 平成24・25年度                                |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| 10.61%                                   |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| 平成26・27年度                                |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| <b>10.52%</b> (0.09ポイント減)                |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| <p><b>● 賦課限度額</b><br/>(1年間の保険料の上限度額)</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">平成24・25年度</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">55万円</td></tr> </table>             | 平成24・25年度         | 55万円    | ➔ | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">平成26・27年度</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><b>57万円</b> (2万円増)</td></tr> </table>                | 平成26・27年度         | <b>57万円</b> (2万円増)        |
| 平成24・25年度                                |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| 55万円                                     |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| 平成26・27年度                                |  |                   |         |   |   |                   |                           |
| <b>57万円</b> (2万円増)                       |  |                   |         |   |   |                   |                           |

### ■均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成25年度まで

| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯                                    |
|------|---|
| 5割軽減 | 33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)<br>※単身世帯の方は該当しません |
| 2割軽減 | 33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)                        |



平成26年度より

| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯                                  |
|------|---|
| 5割軽減 | 33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)<br>※単身世帯の方も該当になります |
| 2割軽減 | 33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)                      |

### ◆保険料の計算方法 (平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

|                                    |   |   |   |                                |
|------------------------------------|---|---|---|--------------------------------|
| <b>均等割</b><br>【1人当たりの額】<br>51,472円 | + | <b>所得割</b><br>【被保険者本人の所得に応じた額】<br>(平成25年中の所得 - 33万円) × 10.52% | = | <b>1年間の保険料</b><br>(100円未満切り捨て) |
|------------------------------------|---|---|---|--------------------------------|

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

### ■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

#### ① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

| 所得が次の金額以下の世帯                               | 軽減割合   | 軽減前(年額) |   | 軽減後(年額)   | 前年度比    |
|--|--------|---------|---|-----------|---------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得0円<br>(年金収入のみの場合、受給額80万円以下) | 9割軽減   | 51,472円 | ➔ | 5,147円 約  | 400円増   |
| 33万円                                       | 8.5割軽減 | 51,472円 | ➔ | 7,720円 約  | 600円増   |
| 33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)                 | 5割軽減   | 51,472円 | ➔ | 25,736円 約 | 1,900円増 |
| 33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)                   | 2割軽減   | 51,472円 | ➔ | 41,177円 約 | 3,000円増 |

※ 65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

## ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

|                        |      |
|------------------------|------|
| 所得が次の金額以下の方            | 軽減割合 |
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 | 5割軽減 |

## ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

### ■年間保険料額の例

#### ● 単身世帯の場合

| 年金収入    | 均等割軽減 | 所得割軽減 | 平成26年度   | 前年度比     |
|---------|-------|-------|----------|----------|
| 80万円    | 9割    | —     | 5,100円   | 400円増    |
| 153万円   | 8.5割  | —     | 7,700円   | 600円増    |
| 168万円   | 8.5割  | 5割    | 15,600円  | 500円増    |
| 192.5万円 | 5割    | 5割    | 46,500円  | 12,600円減 |
| 203万円   | 2割    | 5割    | 67,400円  | 2,800円増  |
| 211万円   | 2割    | 5割    | 71,600円  | 6,800円減  |
| 213万円   | 2割    | —     | 104,200円 | 7,100円減  |
| 214万円   | —     | —     | 115,600円 | 3,200円増  |

#### ● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

| 夫の年金収入 | 区分 | 均等割軽減 | 所得割軽減 | 平成26年度   | 前年度比     |
|--------|----|-------|-------|----------|----------|
| 80万円   | 夫妻 | 9割    | —     | 5,100円   | 400円増    |
|        |    |       | —     | 5,100円   | 400円増    |
| 153万円  | 夫妻 | 8.5割  | —     | 7,700円   | 600円増    |
|        |    |       | —     | 7,700円   | 600円増    |
| 168万円  | 夫妻 | 8.5割  | 5割    | 15,600円  | 500円増    |
|        |    |       | —     | 7,700円   | 600円増    |
| 211万円  | 夫妻 | 5割    | 5割    | 56,200円  | 12,700円減 |
|        |    |       | —     | 25,700円  | 12,400円減 |
| 217万円  | 夫妻 | 5割    | —     | 93,000円  | 13,000円減 |
|        |    |       | —     | 25,700円  | 12,400円減 |
| 238万円  | 夫妻 | 2割    | —     | 130,500円 | 2,200円増  |
|        |    |       | —     | 41,100円  | 3,000円増  |
| 258万円  | 夫妻 | 2割    | —     | 151,600円 | 7,500円減  |
|        |    |       | —     | 41,100円  | 6,600円減  |
| 259万円  | 夫妻 | —     | —     | 162,900円 | 2,800円増  |
|        |    |       | —     | 51,400円  | 3,700円増  |

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 夕張市市民課健康保険係  
☎ 011-290-5601 ☎ 52-3105

## 民間賃貸住宅建設費助成事業のお知らせ

新たに夕張市内に民間アパートを建設する方（法人・個人）に対して、建設費の一部を助成します。助成を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要となります。

### ●対象者

- ◇市町村税と市町村に納付すべき公共料金を滞納していない個人または法人
- ◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- ◇破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体などに所属していない者
- ◇国、道、他の団体などから本事業と重複する助成金などの交付を受けていない者

### ●住宅性能基準と家賃（指定要件）

- ◇1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅（長屋含む）
- ◇断熱性能が次世代省エネ基準に適合すること
- ◇遮音性能は住宅性能等級2（重量床衝撃音）、3（軽量床衝撃音）以上の性能であること
- ◇主たる部屋は40㎡以上で、台所、水洗トイレ、浴室、洗面設備、洗濯スペース、十分な収納、機械換気設備が設けられていること
- ◇駐車場は舗装完備で1世帯1台以上、1戸あたり3.3㎡以上の物置、ゴミステーションを設置し、十分な堆雪スペースを確保していること
- ◇公共事業などにより補償を受けて新築するもの、社員寮など特定の入居制限を設ける住宅でないこと

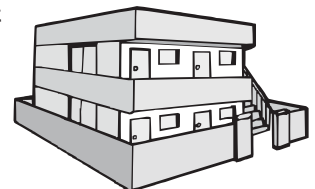
### ●補助の額 1戸あたり200万円（平成26年度予算額4,800万円）

### ●応募期間 5月1日～5月30日

### ●その他

本事業は平成29年度まで実施する予定です。  
応募が複数ある場合は、事業計画、事業効果が優れている事業者を選定します。

### ●問合せ先 市管財係 ☎52-3141



## 平成26年度 巡回脳検診を実施します

昨年度もたくさんの申込みをいただいた巡回脳検診について、今年度も次のとおり実施します。脳血管疾患は夕張市の死因第3位です。この機会に脳検診を受け、今後の健康管理に活用してください。

### 「巡回脳検診」とは？

「巡回脳検診」は、MRI検査装置を搭載した大型特殊車両が、道内を巡回して、「血圧測定」と「MRI検査」を実施します。  
(問診→血圧測定→カルテ作成→MRI検査(約5分)→医師結果説明)

【夕張市民の死因】  
(平成23年)

|   |       |       |
|---|-------|-------|
| ① | がん    | 28.7% |
| ② | 心疾患   | 15.7% |
| ③ | 脳血管疾患 | 10.0% |

### 「脳ドック」と、どちらがうの？

専門医療機関で実施する「脳ドック」は、通常「血圧測定・血液検査・心電図検査・頸動脈エコー・MRI検査・MRA(脳血管撮影)検査」を実施します。(料金は、3万から5万円くらい)

### 「巡回脳検診」で、何がわかるの？

磁気を利用して断層画像化するMRIは、身体を断層画像として視覚化し、形態的に疾患の有無や血管の状況を把握することができます。そのため、頭部を対象としない「健康診断」や「人間ドック」では発見できない脳梗塞・脳腫瘍・脳動脈瘤などを、重篤な症状が出る前に発見し、予防や治療につなげることができます。

撮影した画像は、CDに複製したものをお渡ししますので、精密検査を受ける場合には、医療機関に持参することができます。

★平成25年度脳検診では、受診者240人のうち40人(16.7%)に脳梗塞などの所見がありました。

### 注意 検診を受けられるかどうか、ご確認ください！

体内に、磁気に反応する金属がある場合、MRIの強力な磁力の影響を受けます。そのため、ペースメーカーを装着している方は、この検診を受けることができません。

手術で外科用クリップ・人工骨・ステントその他金属を埋め込まれている方は、MRIによる脳検診を安全に受けられるかどうか、手術した医療機関への確認が必要です。

### ◆申込者が定員を上回る場合は、抽選で受診者を決定します。

【対象者】 受診日現在20歳以上の夕張市民 【料金】 3,000円

★過去に夕張市巡回脳検診を受診していない方を優先させていただきますのでご了承ください。

※健康保険の種類は問いません。

| 日程       | 検診時間                   | 会場             | 定員        |
|----------|------------------------|----------------|-----------|
| 7月30日(水) | 8:30~11:30 13:00~16:00 | 文化スポーツセンター(若菜) | 午前・午後各20人 |
| 7月31日(木) | 8:30~13:00             | 文化スポーツセンター(若菜) | 30人       |
| 8月1日(金)  | 8:30~11:30 13:00~16:00 | 紅葉山武道館(紅葉山)    | 午前・午後各20人 |
| 8月2日(土)  | 8:30~11:30             | 紅葉山武道館(紅葉山)    | 20人       |
| 8月4日(月)  | 8:30~11:30 13:00~16:00 | 市民研修センター(清水沢)  | 午前・午後各20人 |
| 8月5日(火)  | 8:30~11:30 13:00~16:00 | 市民研修センター(清水沢)  | 午前・午後各20人 |
| 8月6日(水)  | 8:30~13:00             | 市民研修センター(清水沢)  | 30人       |

【申込期間】 5月1日(木)~5月23日(金)〈必着〉

【検診日時】 6月下旬に予診票の送付とともにお知らせします。(※申込多数の場合抽選となります)

【申込方法】 本紙折込みの水色の「申込用紙」を、市役所・南支所・各ふれあいサロンに持参または市役所に郵送してください。(特別な理由がある場合を除き、電話申込みは受け付けません)  
※各ふれあいサロンの行政窓口開設日は、月・水・金曜日 午前9時から正午です。

【申込用紙】 本紙に折込みのほか、市役所・南支所・各ふれあいサロンに置いてあります。

問合せ・郵送先：〒068-0492 夕張市本町4丁目

夕張市役所 保健福祉課 保健係 ☎52-3106 (直通)

# 夕張市医療保健対策協議会からの

## 答申について（つづき）

前回は、市立診療所のあり方についてお知らせしましたが、今回は地域医療行動計画の概要についてお知らせします。

### ◆検討の経過

検討は平成24年1月から平成26年1月にかけて、①医療を巡る現状と課題、②求められる医療提供体制・役割と連携、③主な取り組みの順に行った。

第2回と3回の協議会では、本市の医療を巡る現状と課題について協議を行い「20年後、人口は半減する予想であり、将来の医療に重大な影響を及ぼす恐れがある」、「外来診療の約半数が市外受診である」、「健診の受診率が全道と比べて低い」、「在宅サービスの利用率が低い」、「軽症患者に係る救急搬送の抑制や、救急搬送受入先の確保が課題」などの課題が明らかにされた。

第4回は拡大会議として、各町内会と患者代表の方々から意見を聞き、出席者からは、「インフルエンザの流行による学級閉鎖などの情報が、医療関係者と共有されていない」、「救急搬送先の選定に時間がかかってお

り、もう少し短縮できないか」、「何をするにも行政と医療機関、福祉関係者だけでは成り立たないと思うので、町内会も参加させて欲しい」などの意見が出された。

第5回から8回までは、前記の現状と課題を踏まえて、今後、本市において求められる医療提供体制と医療・保健・福祉などの関係者や市民の役割と連携について検討を行い、委員からは、「今後も人口の流出は避けられないが、夕張に残る人たちのためにソフトウェア・ハードウェアのことが重要である」、「10年後は医療機関が減る可能性が大きい」、「夕張に住み続けるためには、日頃の健康管理が重要」、「市内を中心とする医療機関が必要」、「救急の問題は、広域連合などで検討していかなければ解決は難しい」などの意見が出された。

市立診療所のあり方についての協議を挟み、第12回の協議会

では、前記の求められる医療提供体制・役割と連携を踏まえた主な取り組みについて検討を行ったところであり、委員からは、「実施に当たっては目標年次を設定すべき」との意見が出された。

第13回は拡大会議として、各町内会と患者代表の方々から意見を聞き、出席者からは、「行政・医療関係者・市民が密に連携・協力する体制を構築することが重要」、「個人情報等の壁があつて町内会に必要な情報が入りにくい」などの意見が出された。

### ◆夕張市地域医療行動計画について

#### 1. 医療の公共性

将来、人口減に伴い医療機関の減少も見込まれる中で、市内の医療機関などの医療資源が有限であるという認識を関係者のみならず市民も共有し、協働して地域医療を支えていくことが重要であり、そのためには、生活習慣病予防など、市民の意識の向上に向けた普及啓発や、市内で受けられるサービスに関する情報提供、関係機関の連携による多種多様なサービスの提供などに取り組む必要がある。

#### 2. 救急医療体制の充実

現在、本市の救急医療は市内

の5カ所の医療機関の協力によって維持されている状況にある。これら医療機関の負担を減らすため、市外医療機関との連携を図るとともに、他の自治体との連携の検討や、市民一人一人に、日頃から健康づくりに努め、夜間・休日での不要不急の受診を控えるという意識を持つてもらうための普及啓発などに取り組む必要がある。

#### 3. 医療連携体制の構築

入院医療や専門医療のほとんどを市外に依存する中で、市民の生活を支えるためには、市外の中核医療機関や専門医療機関との連携や、市立診療所を中心とした市内医療機関の連携を図ることが重要であり、合わせて市内で対応できる診療内容に関する市民への情報提供や、かかりつけ医の役割に関する普及啓発などに取り組む必要がある。

#### 4. 在宅医療の推進

高齢化の進む本市において、住み慣れた家でいつまでも家族と生活したいという市民の思いに応えるためには、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の充実を図るとともに、在宅医療に関する市民への情報提供や、医療、介護など関係者の連携などに取り組む必要がある。

#### 5. 地域包括医療体制の確立

高齢化の進展や生活習慣病の増加に対応するため、医療・保健・介護・福祉サービスが連携して一環した支援を受けられる体制の整備を図ることが重要であり、支援の必要な高齢者等に対して、医療、介護などの関係者が、サービス担当者会議などを通じて情報共有を図り、連携して対応する必要がある。

#### 6. 健診体制の充実

糖尿病や高血圧症、がんなどの生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むことが重要であり、個別の受診勧奨や特定保健指導、がん健診の受診率の向上に取り組む必要がある。

### ◆提言

地域医療行動計画は、平成26年度から概ね5年の期間を基本とし、達成状況や医療の動向も踏まえながら、必要に応じて見直しを行う必要がある。

※答申書の全文は、市のホームページに掲載しています。

（市政・議会情報）協議会・委員会―夕張市医療保健対策協議会

#### 問合せ先

市保健福祉課 ☎52-3106

# 東京消防庁研修レポート

東京都との自治体間連携事業の一環として、昨年引き続き、張市消防職員2人が、東京消防庁消防学校と東京都八王子消防署において研修を行いました。そのレポートの一部を紹介します。

## 研修期間

平成26年1月15日～2月17日

## 研修職員

市消防署

消防司令

消防司令補

渡邊 裕斗

白戸 毅

## 研修内容

### 渡邊裕斗消防司令

#### ◇目的

1. 現場活動における指揮要領の修得
2. 管理監督者としての知識と技能の修得
3. 火災原因調査における現場検証要領と調査判定に必要な立証方法の修得
4. 消防法令違反に対する立入検査要領と違反是正措置要領の修得

#### ◇研修

##### 東京消防庁消防学校

予防実務特別研修（火災調査技術向上）

- 座学 現場保存要領、出火箇所判定のための見分要領、車両火災の鑑識要領、燃焼機器・微小火源・化学火災の着眼点、電気火災鑑識の留意事項、火災調査書類と情報公開
- 実技 模擬火災鑑識実習
- 中級幹部研修
- 座学 安全管理、部下の育成、健康管理、企画立案、統括指揮訓練、特殊災害消防法規

- 実技 防火造密集地域火災指揮、高層建築物火災指揮、多数傷者救助指揮
- 八王子消防署実務研修



大江秀敏消防総監を敬訪問した、渡邊消防司令(中)と白戸消防司令補(右)

- 指揮隊同乗実習 指揮車に同乗し、大隊長指揮要領視察（交通事故・自損行為救助、火災、緊急確認などに出動）
- 立入検査出向 立入検査で指摘事項のあった防火対象物の是正確認などに行（病院、福祉施設関係、危険物貯蔵所、複合用途ビル）
- 火災調査 一般住宅全焼火災現場検証（警視庁捜査一課合同検証）、火災調査教養（居室内ごみ箱からの火災、コンセント周辺の火災、てんぷら油火災、石油ストーブ鑑識要領）



火災調査教養  
(ごみ箱から出火想定、関係者から状況聴取している様子)

#### ◇研修を終えて

当市は財政破綻以降、職員数削減に伴い想像以上の業務ストレスを多くの職員が抱えており、特に予防業務に関しては関係法令が多岐に渡り、法令解釈に時

間を要するなど大きなストレスとして常態化しております。

このようなストレスを少しでも軽減するため、今回の東京消防庁研修では予防業務を主眼として研修に取り組んで参りました。

東京消防庁は職員数18,000人を擁し、その圧倒的な組織力で業務の細分化と専従化を図り、各業務に特化したプロ集団を形成しています。1カ月という期間で、予防業務全てを修得することはできませんでしたが、各業務に精通した職員と顔の見える関係を築くことができ、業務ストレス軽減と、予防業務における行政サービスの向上に大きな一歩を踏み出すことができました。

昨年からの東京消防庁研修により、警防業務に関しては毎朝の装備点検や出動訓練、消防職員として基本に立ち返った業務への取り組みなど、確実に意識改善されていることを実感しています。これは単に現場活動の安全管理が向上したところだけではなく、現場活動の正確さと迅速さも向上し、行政サービスの向上にも繋がっております。予防業務についても研修の機会を多く設け、職員の業務ストレス改善と、迅速な行政サービスの向上に繋がられるよう努力して参ります。

#### 白戸毅消防司令補

##### ◇目的

1. 消防司令補としての職責、組織内での役割などの学習、修得。

2. 救急隊長としての知識、能力の向上  
3. 夕張市消防本部として活用できる知識、技術の検索。

## ◇研修

東京消防庁消防学校初級幹部研修（行政の仕組み、部下の健康管理、部下の能力開発と育成、経理契約事務、現場指揮訓練、安全管理、倫理・事故防止など）

救急隊長特別研修（救急隊長の責務、鑑識、救急隊員教育技法、救急業務の現状と課題、救急活動における法律、救急資機材管理、事例研究、想定訓練など）  
八王子消防署救急隊同乗研修（救急出動件数29件）

## ◇研修を終えて

この度の東京消防庁研修を終えて感じたことは、消防職員としての使命は夕張市消防本部も東京消防庁も組織規模は違いますが住民の生命、財産を守るという事には変わりはないことを東京消防庁という日本最大の消防機関での教育訓練や救急現場で実際に感じ、今後の消防活動に大きく自信を持つことができたと思います。

研修を通じて学んだ知識、技術を夕張市消防本部の財産となるよう出来る限り仲間へ伝えていくことが自分に課せられた役割であると感じています。

問合せ先 市消防署 ☎53-4122

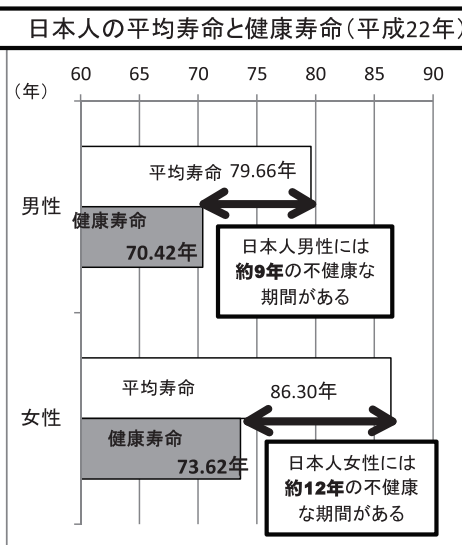
## そよがせ通信

### 消費増税と健康づくり

4月から消費税率が8%になりました。家計や経済への影響がニュースで報じられています。増税が必要となった理由は少子高齢化による社会保障費の増大です。

医療・介護・年金にかかる社会保障費は保険料収入だけでは賄いきれず、借金や税金が投入され年々膨らんでいるのが現状です。子や孫に負担の先送りをしてないために、私たち市民は何ができるでしょうか？

健康増進法では国民の責務として自らの健康状態を自覚し、健康増進に努めなければならないとされています。左のグラフは日本人の平均寿命と健康寿命を表しています。



保健師 永澤 綾子

健康寿命とは、『日常生活に制限のない期間の平均』と定義され、自分のことは自分で行い健康だと自覚できる期間といえます。

平均寿命との差を不健康で自立していない期間と置き換えると、日本人は男性で約9年・女性で約12年もあるのです。この期間を短縮できれば、医療費や介護費を少しでも減らすことができます。そのためには予防できる病気をきちんと予防する努力をしようということになります。

私たちができることは、子どもも、現役世代も、高齢者も、健康でいることなのです。

## 再生振替特例債の残高について(平成26年 3月31日現在)

- ◆再生振替特例債の残額  
30,115,752千円
- ◆財政再建計画時を含めた返済額  
5,217,130千円
- ◆再生振替特例債償還終了年月  
2027年3月(予定)

※再生振替特例債とは、財政再生計画終了までに返済しなければならない法律で認められた借金です。

※詳細については、市ホームページ左側のバナー「夕張市の借金時計」をご覧ください。

《問合せ先》市財務課財政係 ☎52-3122

すくすく育児教室

子どもの発達や育児の知識について、日々の子育てに役立つ情報提供や、体験学習をする教室です。

◇カンガルーコース

対象 妊産婦と乳幼児の保護者  
とき 午前10時～11時45分  
ところ 保健福祉センター2階

内容・日程

身体計測と乳幼児健康相談のほか講師による実技講習  
※実施日の週の月曜日までに電話で申し込みください。

ベビ योगammaマッサージ・ベビ

サイン講習会 5月15日、6月5日、9月11日、10月2日、平成27年3月5日

絵本読み聞かせ・手遊び 7月3日、11月6日、12月4日、平成27年2月5日

救急救命士による子どものための救急についての講義と実習

8月7日、平成27年1月15日

◇コアラコース

対象 1歳から4歳の幼児  
とき 午前10時～11時45分  
6月から概ね月1回開催(年12回)

ところ 保健福祉センター・出張高等養護学校

※事前申し込みによる登録制。参加申し込みは随時受け付けします。初回開催日の6月13日から参加を希望する方は、5月20日までに電話で申し込みください。

申込・問合せ先

市保健係 ☎52-3106

麻しん(はしか)にご注意ください

岩見沢保健所管内で、3月中旬から4月上旬にかけて6人の麻しん患者が発生したとの報告がありました。

麻しんは感染力が非常に強く、高熱や発疹などの症状が現れる病気です。

今年度、麻しんの定期予防接種対象の方は、早めに接種してください。

問合せ先

市保健係 ☎52-3106

消防職員の募集

受験資格

◆昭和63年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業以上の学歴を有する方

◆身体的要件など①心身ともに健全な方で四肢が完全である方

個人住民税均等割額の加算について

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、個人住民税の均等割額が加算されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

主な内容

◆個人住民税の均等割額が年間1,000円加算されます。(個人住民税500円、個人道民税500円)

| 年度                    | 内 訳      | 市民税    | 道民税    | 合計     |
|-----------------------|----------|--------|--------|--------|
| 平成19年度から平成25年度まで(現行)  | 標準税率     | 3,000円 | 1,000円 | 4,500円 |
|                       | 超過税率     | 500円   | —      |        |
|                       | 均等割税率    | 3,500円 | 1,000円 |        |
| 平成26年度から平成35年度まで(改正後) | 標準税率     | 3,000円 | 1,000円 | 5,500円 |
|                       | 超過税率     | 500円   | —      |        |
|                       | 特例法による加算 | 500円   | 500円   |        |
|                       | 均等割税率    | 4,000円 | 1,500円 |        |

※平成19年度以降、財政再建のための歳入確保策の一環として、超過税率「3,500円」を採用

◆実施期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。

◆税額加算による増収分は、地方公共団体が実施する防災のための費用に充てられます。

問合せ先 市賦課係 ☎52-3120

②言語明瞭かつ十分な聴力を有し、かつ色彩識別能力が充分である方  
③夕張市内に居住が可能なる方  
次の各項目に該当する方は受験できません

①日本国籍を有しない者

②成年被後見人、被保佐人

③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなる

までの者  
④日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破戒することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

採用予定日 7月1日  
採用予定人数 若干名  
試験日 5月23日(※詳細は後日、応募者に通知します。)

試験内容 一般教養試験、小論文、体力測定

提出書類 履歴書(市販のもの)で6カ月以内に撮影した写真(添付)、最終学歴の卒業証明書と成績証明書、返信用封筒(返信先を記載し、82円切手を貼ったもの)

受付期限 5月16日(郵送による場合は、5月16日必着)

申込・問合せ先 市消防本部 ☎53-4121



**合併処理浄化槽の設置費を補助します**

家庭のし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の一部を補助します。

**対象者**

◆下水道処理区域以外の地域に専用住宅また店舗等併用住宅を建築し、合併処理浄化槽を設置する方

◆汲取り式便所を浄化槽に改造する方

◆次の場合は対象になりません

◆販売目的で住宅を建築する方

◆住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方

◆市税などを滞納している方

◆申込み方法 補助金交付申請書を市環境生活係に提出してください。

**補助金額（限度額）**

|         |         |
|---------|---------|
| 5人槽     | 35万2千円  |
| 6～7人槽   | 44万1千円  |
| 8～10人槽  | 58万8千円  |
| 11～20人槽 | 100万2千円 |
| 21～30人槽 | 154万5千円 |
| 31～50人槽 | 212万9千円 |
| 51人槽以上  | 242万9千円 |

**問合せ先**

市環境生活係 ☎52-3108

**市長とのふれあいトーク（市政懇談会）の開催**

市民の皆さんの声を市長が直接聴き、市政に活かしていきたいと考え、市長とのふれあいトークを開催します。

**テーマ**

平成26年度予算のポイント、政策の4本柱(住宅・交通・医療・子育て環境の充実)の今後の進め方、地域資源(CBMなど)の有効活用、その他(ふるさと納税など)

**とき・ところ**

5月27日(火) 紅葉山会館  
 5月29日(木) 市民研修センター  
 5月30日(金) はまなす会館  
 いずれも午後6時から8時。事前の申し込みは不要。  
**問合せ先** 市まちづくり企画室 ☎52-3141

**幸福の黄色いハンカチ基金助成事業決定（平成26年度上期分）**

「幸福の黄色いハンカチ基金」から市民団体に助成する事業が決定しました。

- ▼夕張ミニバスケットボール少年団(夕張ミニバスケットボール交流事業)
- ▼緑ヶ丘保育園(幼児の健全育成PR事業)
- ▼夕張市老人クラブ連合会(夕張連世代間スポーツ交流会)
- ▼ゆうばり再生市民会議(ゆうばり再生市民会議の運営)
- ▼夕張カレーそぼ協議会(夕張カレーそぼ宣伝・啓発事業)
- ▼夕張ジュニアサッカークラブ(サッカー少年団推進・交流事業)
- ▼夕張ダイヤモンドスターズ(野球少年団推進事業)
- ▼Yubarimountainfriends(SummerCampinYubari)
- ▼ゆうばりキネマ・クラブ(ゆうばりキネマ・クラブ平成26年度上映会)
- ▼ひまわりサークル(ひまわりサークル)
- ▼健康運動クラブ(脱メタバポ運動教室)
- ▼夕張柔道連盟(第49回全夕張柔道大会)
- ▼夕張メロンオーケストラ実行委員会(夕張メロンオーケストラ2014)
- ▼夕張太鼓保存会「竜花」(夕張太鼓保存・継承活動)
- ▼ユウパリコ

ザクラの会(夕張岳・日本山岳遺産認定記念講演会)  
**問合せ先** 市まちづくり企画室 ☎52-3141

**人権擁護委員の委嘱**

5人の人権擁護委員のうち、3人が3月末に任期満了となりましたが、再任となり法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の相談パートナーです。相談は無料で秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

- 人権擁護委員** 矢野雅昭氏(常盤 ☎52-3858)、平村美千子氏(南清水沢 ☎59-3342)、高橋勝雄氏(清水沢 ☎59-4705)、佐藤裕子氏(本町 ☎52-3191)、中井法史氏(紅葉山 ☎58-2151)
- 問合せ先** 市市民係 ☎52-3104

**6月1日は人権擁護委員の日**

■人権常設相談所  
 札幌法務局岩見沢支局  
 ☎0126-22-0619  
 みんなの人権110番  
 ☎0570-003-110

子どもの人権110番  
 ☎0120-007-110  
 女性人権ホットライン  
 ☎0570-070-810

**人権特設相談所**

とき 6月2日  
 午前10時～午後2時

ところ 市民研修センター  
**問合せ先** 岩見沢人権擁護委員協議会夕張支部事務局(市市民係) ☎52-3104

**南空知再発見バスツアー**

花のまち月形コテージガーデンとよきによきアスパラ狩りバスツアー  
 とき 6月18日 午前10時～午後3時30分  
 ところ 月形町(月形コテージガーデン)、美唄市(うちやま農園、ピパの湯ゆりん館、アテナショップPiPa)

参加料 大人2,600円、子ども2,300円  
**申込期限** 5月23日  
**募集定員** 22人  
 ※定員を超える申し込みがあった場合は、抽選となる場合があります。

**申込・問合せ先** 市まちづくり企画室 ☎52-3141

市営住宅の解体工事が始まります

市では、入居者がいなくなり空き家となった市営住宅の解体工事を行っています。今年度も、木造やブロック造の住宅を優先的に解体工事を進めていきます。住宅を解体した跡地は、これまでも雪の堆積スペースなどに活用されています。畑や花壇を作ったり、私有物を保管することなどはできません。

対象地区 鹿の谷・若菜地区、清水沢宮前地区、南清水沢3丁目地区

工事期間 5月～9月

問合せ先

市建築住宅係 ☎52-3119

夕張市老朽建築物等除却費補助金の申請受け付け

市では市民の安全・安心の確保と住環境の向上を目的に、老朽建築物などの除却工事に係る費用の一部を補助します。

対象者 老朽建築物などの所有者（相続人を含む）で、次の条件全てに該当すること。

○所有者と同一世帯を構成する者が市税などを滞納していないこと。

○申請者世帯の前年における総所得が548万2千円以下であること。

○地元企業と工事請負契約を締結し、除却工事を行うこと。

対象老朽建築物など

○個人が所有する建築物で、要綱に規定された不良度の基準を満たした建築物

○既に倒壊した建築物

○固定資産税の対象となつている建築物（倒壊している建築物はこの限りではない）

補助額 除却工事費（消費税を除く）の30%、限度額20万円

除却工事費が（消費税を除く）30万円以上であること

補助対象外経費

○事務手数料と登記などに要する費用

○国または北海道などより移転もしくは建替その他の補償などの給付を受ける場合は、当該除却工事の対象額を控除し、補助金の額を算出する。

受付期間 5月12日～11月28日

※着工前の申請が必要です。申請受付期間中でも、予算額に達した時点で締め切りとなります。詳細は、問い合わせるか、市のホームページをご覧ください。

問合せ先 市都市計画土木係

☎52-3159

市税などの納付は安心して便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納めにいく手間が省け、納め忘れを防ぐことができ、大変安心で便利です。一度申し込みれば、来年度以降も口座振替が継続されます。

口座振替できる税・料 市道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、水道使用料、車庫使用料、土地貸付料

申し込み方法

預貯金口座がある金融機関の窓口で、申し込みください。

口座振替に係る事務処理上、振替を希望する期別の1カ月前（上下水道使用料は2カ月前）に申し込みください。

申込み用紙は市内の金融機関、郵便局ほか、夕張市役所担当課にあります。

取扱金融機関 北洋銀行、北海信用金庫、北海道労働金庫、夕張市農業協同組合（車庫使用料・土地貸付料を除く）、ゆうちょ銀行（郵便局）

申し込みに必要なもの

預貯金通帳、通帳の届け出印

問合せ先

☎52-3159

税金や保険料

市収納係 ☎52-3129

住宅使用料

市建築住宅係 ☎52-3119

上下水道使用料

市上下水道課 ☎52-3152

車庫使用料・土地貸付料

市管財係 ☎52-3141

FPによる無料相談会を実施しています

市税や保険料などの滞納（払いたくても払えない）などで悩んでいませんか。

市では今年度もFP（ファイナンシャルプランナー）による無料相談会を月1回実施しています。

FPとは、家計・生活相談の専門家です。家庭のお金の使い方が整理されていない場合などに、家計・生活状況を聞き取り、改善に向けてアドバイスをしてくれます。

一人で悩まず、どんなことでも気軽に相談してください。相談日は今月から毎月第2水曜日に変更となりました。時間、場所は相談してください。

相談日 毎月第2水曜日

とき 午後1時～午後5時

ところ 清水沢地区公民館

問合せ先

市収納係 ☎52-3129

ゆうばりホームステイ受入事業 ホストファミリー募集

夕張青年会議所では、市内の子どもたちに異文化交流の機会を設けることで、異文化への理解とコミュニケーション力を養うことなどを目的に、昨年に引き続きアメリカ人高校生のホームステイの受け入れを実施します。

◆受け入れ家庭を募集

募集要件 大人が2人以上いて、幼児から高校3年生の子どもがいる、市内の家庭

募集人数 14組（募集人数を超える場合は、小学5年生から高校3年生がいる家庭を優先）

受入期間 7月7日から13日の期間の6泊7日

受入条件 朝食と夕食を共にする（若干の補助を予定）

申込期限 5月15日

※申し込み方法など詳細は問い合わせください。

問合せ先 ゆうばり笑顔委員会

（阿部）☎080-1883-0350

タバコの投げ捨ては  
絶対にやめましょう

ハイキングや山菜採りを楽しむ季節の到来とともに、林野火災が発生しやすい時期を迎えています。

林野火災が発生する原因の多くは、タバコの投げ捨てやごみ焼きなどによるものです。

このため、4月20日から6月15日までを「山火事予防強調期間」として予防運動を進めています。

入林する際には、事故などに遭わないよう注意するとともに、次の事項を守ってください。

▼ポケット吸い殻入れを携行して、タバコの投げ捨ては絶対にしないでください。

▼各森林所有者の管轄事務所へ届出（市有林は、入林許可手続き不要）をしてから入林してください。

▼車両通行の制限をしている林道や、現地に入林箱が設置されている林道もありますので問い合わせてください。

【国有林】空知森林管理署業務グループ

☎0126-22-1940

【道有林】胆振総合振興局森林室管理課管理係

☎0144-72-5121

【市有林】市産業課農林係

☎52-3124

【問合せ先】空知森林管理署

奥主夕張・夕張・南部森林事務所

所（千代田）☎56-5211、

沼ノ沢・紅葉山合同森林事務所

（紅葉山）☎58-2034

緑の募金

山や街を豊かな緑とするため、市民の皆さんの協力により「うるおいとやすらぎのある街」を目指して、緑の募金運動を実施しています。

本市では、市役所3階産業課農林係、南支所、文化スポーツセンターなどの公共施設に募金箱を設置しています。

ご協力をお願いします。

期間 5月1日～31日  
問合せ先

市農林係 ☎52-3124

所蔵品から  
夕張美術15人の作品展

比志恵司、大黒孝儀など夕張に縁のある画家の作品を展示します。観覧は無料です。

とき 5月14日～6月5日  
午前8時45分～午後5時30分（市

役所開庁時間）

ところ ふるさとギャラリー「あずましい」市役所2階  
問合せ先

市社会教育係 ☎52-3166

もも倶楽部（高齢者学級）  
の受講生募集

もも倶楽部では「健康な百（もも）歳を目指し楽しく学びたい」という方を募集します。

受講資格 60歳以上の市民

定員 40人（定員になり次第締め切り）

受講料 年間運営費（教材費など）として3,000円と視察

研修の交通費などを徴収

申込期間 5月7日～23日

日程・内容

受講時間 午前10時～正午

視察研修 午前9時～午後4時

【6月11日】開講式・オリエンテーション、講話「介護保険って何？」

【7月23日】鑑賞活動「演劇鑑賞」

【8月20日】創作活動「新聞紙でつくるエコバック」

【9月17日】視察研修「バスハイキング！」

【10月15日】鑑賞活動「落語を

楽しもう」

【11月19日】創作活動「お正月

飾りを作ろう」

【12月3日】講話「夕張の歴史と自然」閉講式  
申込・問合せ先 清水沢地区公民館

☎59-6111

市民講演会

夕張岳の日本山岳遺産認定と会の創立25周年記念誌発刊の報告を兼ねて、講演会を開催します。どなたでも参加できます。

とき 5月17日 午後1時30分～3時30分 入場無料

ところ 市民研修センター

主催 ユウパニコザクラの会

講師 神谷有二氏（山と溪谷社）、中川充氏（産業技術総合研究所）、杉浦晃介氏（株式会社セ・プラン環境部）、秦野公彦氏（ユウパニコザクラの会）

問合せ先 ユウパニコザクラの会事務局

☎52-3306

ご存知ですか  
自転車安全運転利用五則

◆自転車を利用する方へ

一 自転車は車道が原則、歩道は例外

二 車道は左側を通行

三 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

四 安全ルールを守る

①飲酒運転・二人乗り・並進の禁止②夜間はライトを点灯③交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

五 子どもはヘルメットを着用

◆自動車を運転する方へ

自転車は車両であり、車と同じく道路を利用する仲間です。自動車を運転する方は自転車の安全確保に努めてください。

交差点を曲がるときは、車道や歩道を通行している自転車への安全確認をしっかりとお願いします。

◆交通安全年間スローガン

『自転車は

子どもものるけど車だよ』

問合せ先 交通安全対策本部事務局（南支所）

☎59-6111

自動車税の納期限は6月2日です

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。使用しない自動車は抹消登録が必要ですよ。

問合せ先 空知総合振興局納税課

☎0126-20-0005

環境生活係から

古着のリサイクル

古着のリサイクルは、平成24年度まで綿50%以上のものしか回収できませんでしたが、平成25年度からは素材に関わらず回収できるようにになりました。

皆さんの協力により、平成25年度は例年の約6倍となる2、594kgを回収することができました。今年度もご協力よろしくお願いします。

○回収できるもの 衣料品全般、古布、毛布（素材にこだわらな

い)

×回収できないもの 布団、枕、洗濯していいもの、濡れているもの、汚れのひどいもの、カビなど臭いのあるものなど  
 回収場所 市役所本庁舎、南支所、各ふれあいサロン（若菜、南部、沼ノ沢、紅葉山 ※月・水・金の午前中）、文化スポーツセンター、老人福祉会館  
 株などの投資の勧誘に注意してください

「夕張市民のために」という

こどものへや

渡邊 きりりんちゃん

平成21年11月18日生まれ



清水沢宮前町

父・裕斗さん 母・悦絵さん

このコーナーに掲載する乳幼児(小学校入学まで)の写真をお待ちしています。

●送り先 市総務係 ☎52-3170

言葉を使い、言葉巧みに株などの投資の勧誘をする事例がありました。当該業者は「夕張市の生活保護世帯以外の全ての世帯に電話をしている」と言っていたようです。

電話で勧誘されて株などの投資をした結果、詐欺に遭ったという事例が多く発生しています。内容のわからない投資の勧誘には乗らないようにしてください。おかしいなと感じたら、すぐに相談窓口まで連絡してください。

相談窓口 司法書士・行政書士 いまがわ事務所内(商工会議所2階) ☎52-1825  
 電話相談 毎週火曜日、木曜日  
 来所相談 毎週火曜日  
 いずれも午前10時から午後1時(祝日、12月31日〜1月5日は除く)

予約相談 随時電話にて受付しています。

大型ごみの収集

品目ごとに定められた金額に相当するごみ処理券を貼って、当日午前8時までに所定の場所に出してください。

●大型ごみの品目と料金は、パンフレット「家庭ごみの出し方」

をご覧ください。

●大型ごみに出せないもの  
 家電リサイクル法の対象品、パソコン、オートバイ、タイヤ、ドラム缶、灯油ホームタンクなど。

●ごみ処理券を貼っていないものや、規定の金額の処理券を貼っていないものは収集しません。

| 収集日      | 収集地区  |
|----------|---|
| 5月13日(火) | 社光、住初、本町、旭町、昭和、末広、鹿の谷、千代田、若菜、常盤、平和、日吉、富野、南部 |
| 5月14日(水) | 清水沢(全地区)、南清水沢                               |
| 5月15日(木) | 沼ノ沢、真谷地、紅葉山、楓、登川、滝ノ上                        |

狂犬病予防注射

6月8日から10日まで、市内各地で予防注射を行います。日程は次号でお知らせします。

春はヒグマに注意!

ヒグマに注意!

山に入るときは、鈴や目立つ服装などせ人間の存在を知らせましょう。



被害に遭わないために

- ◆事前に出没情報を確認する
- ◆一人では野山に入らない
- ◆野山では音を出しながら歩く
- ◆薄暗いときは行動しない
- ◆ふんや足跡を見たら引き返す
- ◆食べ物やごみは必ず持ち帰る

問合せ先

市環境生活係 ☎52-3108

平成26年4月1日 現在

人口 9,765人(-65人)  
 男 4,553人(-37人)  
 女 5,212人(-28人)

世帯数 5,486世帯(-27世帯)  
 ( )は前月比

※住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民が含まれています。

次号、広報ゆうばり6月号は5月30日に配布します。